

平成 29 年度第 3 回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

(とき) 平成 29 年 11 月 28 日 (火) 9:30 ~ 12:00

(ところ) 滋賀県庁 北新館 3 階 中会議室

【開会】

健康医療福祉部次長あいさつ

【協議事項 (1) 滋賀県障害者プラン (改定版) の素案について】

資料 1-1、1-2 について事務局より説明

(委員)

① 現行のプランにおいて、県立リハビリテーションセンターにおける包括的なリハビリのことが記載されていると思うが、これは主に身体障害、機能障害に対する取組だと認識している。そうした中で、視覚障害 (聴覚も含む) の内、途中で視力を失った人に対する包括的な支援・リハビリ (例: 医師が診断し、視能訓練、歩行訓練を受けるなど) の体制について、取組をしっかりと進めていただきたい。

(事務局)

① 現行プラン 27 頁に、網羅的な内容ではあるが、リハビリテーションの推進について記載しているところ。当該ご意見内容について、特出しして記載することまでは予定していないが、計画に基づき施策を進めていく上では、特に支援の届きにくい方については、施策の中で重点的に取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

① 全体的な表現について。障害の早期発見、早期治療、早期予防など医学モデル的な表現が全体的に目立つ。

② 35 頁、インクルーシブ教育の推進について。インクルーシブ教育とは、ともに学び、ともに育つという意味であると思うが、35 頁の内容はあまりにも特別支援教育に偏りすぎているように思える。「エ 教育環境の充実」の内容は評価できるが、それ以外は、インクルーシブ教育というよりは、分けて個々の能力を上げさせるような、どちらかと言うと医学モデル的であるように思える。障害者基本法第 16 条の目的に立ち返るべきではないか。

③ 36 頁、近江学園の建替について。地域に戻るといって地域福祉の理念があるにもかかわらず、この期に及んで、施設の建替を進めるのはいかがなものか。

④ 41 頁、共生社会づくりを目指すための条例について。「『生きづらさ』を抱える人も含め」とあるが、このことについては、条例の委員会においてまだ不確定要素のほずである。そうした中で改定版プランに記載するのは結果ありきにも思えるが、いかがお考えか。

(委員)

①大阪市、西宮市などでも同様の議論がある。特別支援教育という言葉は使わず、例えば、総合支援教育や個別支援教育などの他の表現も併せてご検討いただければと思う。

(事務局)

①施策レベル、事業レベルで記載していることから、そのような表現にならざるをえないところがある。各重点施策におけるリード文などにおいて、社会モデルの要素・考え方を踏まえることができないか検討していきたい。

②滋賀のめざす特別支援教育基本ビジョンおよび実施プランでは、インクルーシブ教育についてももう少し丁寧な記載をしているところではあるが、ここでは要点を絞って記載していることから、委員ご指摘のとおり、一部言葉足らずになっている部分があるかもしれない。しかし、どの項目に関わる事業も、子どもたちが多様な学びの場で、仲間と共に持っている力を最大限伸ばすことができる教育環境を整えることを目的としている。

一方で、インクルーシブ教育の理念や理想と、現状との間にはギャップがあるのも確かなことで、特別支援学校や特別支援学級の在籍児童生徒は年度ごとに増加していく傾向にある。障害のある子どもたちやその保護者が、障害のない子どもたちと共に地域で学ぶことを積極的に選択できるように、様々な面での教育環境を整えることを目指している。教員の指導力や専門性の向上、適切な就学指導の推進など、どの項目もインクルーシブ教育システムの構築を目指した取組であることを御理解いただきたい。

③児童の入所施設については、近年、障害が重いこととは別に、虐待や発達障害など、家庭生活が難しい子どもの保護の観点のニーズが高まっており、引続き入所施設が必要であると認識している。入所施設が何故必要なのか、その理由を明確にすることにより、基本は地域生活であるということが分かるよう、表現を工夫したい。

④意図としては、生きづらさということも一つの検討する課題ではないかという問題意識を記載したつもりではあるが、委員ご指摘のとおり、結論ありきに受け取られかねない表現になっているので、表現を工夫したい。

(委員)

①現在、内閣府において、障害者基本計画の策定に向け議論がなされているが、国の方向性と比べると、滋賀県障害者プランは内容が遅れているように思われる。以下、2点について、考え方を補足する必要があるのではないか。

1. 障害当事者がどのように生きていくのかという当事者の主体性の視点
2. 障害がある女性についての視点

②40頁、「意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上」の「イ 災害時における支援等の充実」について、例えば、福井の原発について何か事故が起こった場合、滋賀県は大きな影響を受けることになる。そうした場合に、障害者の方への対応について、県としてどのような対応をするのか、市町任せではいけないのではないか。具体的な施策、視点が抜けている。

(事務局)

- ①6年計画の部分であることから、改定することは難しい。ただし、施策を進めていく上では、非常に重要な視点であると認識しているので、当事者のご意見をしっかりと踏まえ、取組を進めていきたい。また、障害女性については、共生社会づくりを目指す条例の中で議論しているところであり、障害女性への支援・配慮は、条例検討の中で明確にし、条例が制定されれば、条例に基づく施策として実施可能かどうか検討したい。
- ②市町が中心となって取り組んでいるところではあるが、県としての役割について、もう少し具体的に表現できるよう検討したい。

(委員)

- ①国の障害者基本計画の発表はおそらく年度末頃になることが予想されるので、それを反映するのはなかなか難しいかと思われるが、障害当事者の主体性や障害女性について、可能な範囲で、例えば、41頁において表現を工夫するなど、対応を検討いただきたい。

(委員)

- ①熊本県での震災において、DMAT(災害派遣医療チーム)として支援に行った経験を踏まえると、40頁の記載内容では本当に対応できるか疑問。
- また、個人情報の観点などから対応が遅れることがあることなど、もう少し具体的な方策を記載した方が良いのではないかと。

(事務局)

- ①当該プランの性質上、詳細な表記にはなっていないが、28頁に防災・防犯体制について一定記載しているところであり、その上で、また委員のご意見も踏まえ、重点施策として3年間で取り組むべきことがあるのか、防災部局にも確認しつつ検討したい。
- ただし、意図としては、障害のある方については、障害の状態と個別性が非常に高いことから、個別の支援・避難の計画が重要と考えており、そのことを強調した形で40頁に記載しているところ。
- 個人情報については、非常に大切な課題と認識しているが、個別の支援計画をつくる際には、本人の承認・承諾、申出により作成することから、市町とともに、本人の理解が進むよう取り組んでいきたい。

(委員)

- ①24頁、「ウ『公私協働による福祉しが』の実践による福祉サービスの向上」について。滋賀の縁創造実践センターは、平成26～30年度までの期限となっており、当該プラン計画期間(平成27～32年度)と一致しない。表現を変えるなど修正をお願いしたい。
- ②滋賀の縁創造実践センターでは、医療的ケアが必要な重度障害児者への入浴支援などをモデル事業として実施しているところであるが、このことは、33頁、「ア 重症心身障害児者・医療的ケア児(社)への支援の充実」の中に含まれているという理解でよいか。

(事務局)

- ①6 計画の部分であることから改定の対象外としているが、そもそもの表現が実態に即していなかったということであるので、改定ではなく、当初の訂正ということで対応できないか検討したい。
- ②33 頁、「ア 重症心身障害児者・医療的ケア児（社）への支援の充実」の2ポツ目にあるとおり、実現性について検討する必要があると考えている。
また、滋賀の縁創造実践センターにおいて取り組んでいただいているひきこもり支援については、現在、県の方でもモデル事業として取り組んでおり、このことについては、44 頁、「エ 安心して地域で生活するための支援の充実」の下から2ポツ目に、滋賀の縁創造実践センターに限定した表現ではないが、公私とともに取り組んでいくものとしてここに表記しているところである。

(委員)

- ①滋賀の縁創造実践センターにおいて取り組まれている入浴支援については、現在、11 名の方が利用されており、その方々にとって当該事業は、生活の一部となっているので、滋賀の縁創造実践センターによるモデル事業終了後は、県の方で制度化していただけるようお願いしたい。
- ②全体的に言えることであるが、実効性をより高めていくために、例えば、雇用における企業との連携、福祉と教育との連携、さらに、湖南圏域では医師会が重度障害者の医療的ケアについての在り方検討会を開催しており、そうした取組などについて、医療との連携など、関係分野との連動性をしっかりしていただきたい。
- ③障害者のスポーツや余暇活動などへの参加機会はまだまだ少ない状況である。こうした現状を踏まえ、計画を実効性のあるものとしていくためには、県と関係団体との連携が必要であるが、具体的に連携はしているのか。

(事務局)

- ①入浴支援について補足させていただく。入浴支援など身近な支援については、主体が市町であることから、県の一存で当該事業を継続するとは言えない。市町とともに検討していきたい。
- ②連動については、例えば障害者雇用は、後ほど説明させていただく障害福祉計画部分に、滋賀労働局との連携などを記載しているところである。また、医療との連動については、例えば、37 頁「イ 地域包括ケアシステムの構築」の1ポツ目や3ポツ目に記載しているところである。ご確認の上、さらにその必要性があるということであれば、またご意見をいただきたい。
- ③総合型地域スポーツクラブや市町スポーツ推進委員、障がい者スポーツ指導者協議会など、スポーツに関係する団体は数多くあるが、全国障害者スポーツ大会に向けた取組の一環として、出場選手だけでなく、地域における障害者スポーツ振興を図り、障害者の社会参加機会の創出に向けて関係団体と連携している。具体的には、障害者スポーツ推進事業や滋賀県競技力向上対策本部事業において、総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ教室の開催や、スポーツ推進委員と連携し、研修に障害者スポーツを取り入れるなど、連携に取り組んでいるところである。

(委員)

- ①就労継続A型事業所について、先日、事業所の経営悪化に伴い、障害者が大量解雇されるという出来事があったが、このようなことが起こらないよう、指定権者として、県において指定後の指導等をしっかりと実施していただきたい。

(事務局)

- ①4月に基準が改正されており、当該基準に基づき、現在、A型事業所の経営状況等の確認をしているところである。プランへの記載はご意見を踏まえ検討したい。

(委員)

- ①新規の申請に対する対応はどのようにお考えか。

(事務局)

- ①改正に伴い基準が厳しくなっており、当該基準に基づき、どういった事業で最低賃金を保証するのかなどについて、厳しく確認していくこととしている。

(委員)

- ①24頁「エ 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実」について。耳マークは難聴者向けのマークなので、耳マークだけでなく、ろうあ連盟で作成している手話マークや筆談マークの記載を検討いただきたい。
- ②観光施設や宗教施設に対するバリアフリーの考え方が記載されていないので、記載を検討いただきたい。

(委員)

- ①42頁の目標について。例えば、目標②であるが、現実として多くの方が他府県の入所施設を探しており、そうした中で10人の人が県内に戻ってくるというのは、本当に実現可能なのか疑問。市町との連動性において難しいのではないか。
- ②防災について。市町における障害の計画には、個別の避難計画の記載があるが、県の障害の計画には、広域的な避難についての記載が必要ではないか。市町との連動性が不足しているように思える。

(事務局)

- ①例えば42頁の目標については、現行プランでは県において考えた数値目標を設定していたが、市町と県がともに考え実行していく必要があることから、改定版のプランでは、市町と調整の上、当該目標を設定しているところである。
- ②防災については、防災部局に確認の上、当該プランに追記できることがあるのか検討したい。

(委員)

- ①23 頁に記載されている障害者解消法の内容と、41 頁に記載されている共生社会づくりを目指すための条例の内容が相反しているのではないかと。生きづらさなど様々なものを含んだ条例ではなく、障害者差別に限定した条例にする必要がある。
- ②40 頁の防災について。現在、障害者福祉センターには毛布や備蓄食糧など防災用品が保存されていないが、そうした中で40 頁に防災のことを記載して問題はないのか。
- ③全体を通じて、市町が主体や市町の裁量ということが多々あるように思われるが、県として、市町の対応が統一されるよう、市町間の広域的な調整や指導などについて検討いただきたい。
- ④在宅障害者に対する支援について、もう少し追記できないか検討いただきたい。

(委員)

- ①在宅障害者への支援こそ市町に裁量権があることであり、なかなか指導までは難しいかもしれないが、可能な範囲で、県として一定方向性を示すことなどについて検討いただければと思う。

(委員)

- ①生きづらさと障害者差別ではニーズが異なる。生きづらさと一緒にしてしまうと本旨がぶれるので、何のための条例なのかということをもう一度検討いただきたい。
- ②35 頁の内容について、全体的に特別支援教育ありきの表現に見える。修正の検討をお願いしたい。

(委員)

- ①31 頁、「ア 企業で『働く』ことについての理解促進」のタイトルについて、現在の表現では、障害者側だけの理解促進に見えてしまう。また、「ア」の2 ポツ目 1 行目、「雇用体験の機会を拡大」とあるが、具体的に「拡大」する施策等はあるのか。
- ②就労について、支援する側の資質は大きな問題なので、資質の向上をお願いしたい。

(事務局)

- ①確認の上、必要に応じて修正させていただく。
- ②現在の記載内容を確認の上、必要に応じて修正させていただく。

(委員)

- ①発達障害者は手帳を所持していないことが多く、障害者雇用の枠に当てはまらないことがある。今回の改定において何か要望するわけではないが、例えば、次回の改定の際などにはそうしたことも検討いただけるとありがたい。
- ②手帳を所持しない発達障害者に対する支援も充実させていただきたい。

(委員)

- ①45 頁などに、発達障害者の方についての支援の記載はあるが、現在の表現も含め検討いただければと思う。

(委員)

①34 頁、「イ 専門医療に対応できる医療連携体制の構築」の 3 ポツ目 2 行目、「認知行動療法」という文言をいれていただいております。また、WRAP（元気回復行動プラン）という研修があるが、非常に有効なものであり、多くの方に知ってもらいたいため、プランへの追記を検討いただきたい。

【その他（１）障害者支援施設の敷地内グループホームに関する論点整理について】

参考資料 2 について事務局より説明

(委員)

①この議論は 3 年程前から始まっているが、全圏域において、入所施設の敷地内にグループホームの設置を認めてほしいという一般的な議論ではない。

圏域によって状況が異なるので地域の実情に応じた検討が必要であり、まずはその検討が進められるよう、県条例による基準を緩和していただきたい。

(委員)

①3～4 年程前、国において、病院内にグループホームを設置し、それをもって地域移行を進めるとい病床型転換居住施設の議論があったがそれを思い出す。

現状は分かるが、入所施設や病院の敷地内にグループホームを設置することは、そもそも地域の中で生活をしていると言えるのか。こうした問題を見据えた上で地域移行を進めるのが世界の動向であり、例外的に認めるとか認めないとか検討すること自体、インクルーシブ教育やインクルージョン社会という考え方から逸脱しているのではないかと思う。